第35号様式(不動産等の最高価申込者決定通知書)

|  |
| --- |
| 不動産等の最高価申込者決定通知書 |
| 年　　月　　日滞納者　利割関係人住(居)所氏名　　殿小野町長　氏名下記のとおり換価財産の最高価申込者を決定しました。なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内(当該差押財産が不動産、船舶、航空機、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産権等であるときは、下記の代金納付期限まで) に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 滞納者 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 換価財産 | 最高価申込価額 | 最高価申込者の氏名 |
| 名称、性質及び数量 | 数量 |
| 　 | 　 | 円 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 最高価申込者の決定年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 売却決定 | 日時 | 場所 |
| 年　月　日午 | 前後 | 　時 | 　 |

記載要領

一　この通知書は、徴収法第106条第2項の規定に基づき、不動産等の最高価申込者の氏名、その他を滞納者及び利割関係人のうち知れている者に通知する場合に使用する。

二　この通知書の欄外に「最高価申込者が上記換価財産を取得するのは売却決定をした後代金を完納したとき(代金納付期限　年　月　日)であります。」等と印刷する。

三　徴収法第96条を準用する同法第109条第4項の規定により、差押財産を随意契約により売却する場合に送付する通知書はこの様式を適宜補正して使用する。